

協 議 事 項

協議第1号	協定項目に係る協議方針について
協議第2号	新市まちづくり計画の策定方針について
協議第3号	合併の方式について(協定項目第1号)
協議第4号	合併の期日について(協定項目第2号)
協議第5号	新市の名称について(協定項目第3号)
協議第6号	新市の事務所の位置について(協定項目第4号)

平成15年3月26日

第2回大野郡5町2村合併協議会

協定項目に係る協議方針について

協定項目に係る協議方針について、次のとおり提出する。

平成15年 3 月26日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

協定項目に係る協議方針

合併協定項目の協議に際しては、大野郡 5 町 2 村の地域特性やこれまでの歴史文化を相互に尊重し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上に努めることを基本とし、次の 6 点に留意の上、協議・調整を行う。

一体性確保の原則

……新市に移行する際、住民生活に支障のないよう速やかな一体性の確保に努める。

住民サービス及び住民福祉向上の原則

……住民サービス及び住民福祉の向上に努める。

負担公平の原則

……負担公平の原則に立ち、行政格差を生じないように努める。

健全な財政運営の原則

……新市において健全な財政運営に努める。

行政改革推進の原則

……行政改革の観点から事務事業の見直しに努める。

適正規模準拠の原則

……自治体の規模に見合った事務事業の見直しに努める。

平成 1 5 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会

協議第2号

新市まちづくり計画の策定方針について

新市まちづくり計画の策定方針について、次のとおり提出する。

平成15年3月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

新市まちづくり計画の策定方針

別紙のとおり

平成	年	月	日	確認	大野郡5町2村合併協議会
----	---	---	---	----	--------------

新市まちづくり計画の策定方針について

1.趣旨

本計画は、大野郡5町2村の合併後に新市を建設していくための基本方針を定めるとともに、これに基づく建設計画を策定し、その実現を図ることにより新市の速やかな一体化を促進して、地域の発展と住民福祉の向上を図ることを目的とします。

2.構成

本計画は、新市を建設していくための基本方針、基本方針を実現するための建設計画、公共施設の統合整備及び財政計画で構成します。

3.期間

本計画は、平成17年度から平成26年度までの10カ年計画とします。

なお、平成17年度から平成21年度までの5年間を前期計画とし、平成22年度から平成26年度までの5年間を後期計画とします。

ただし、具体的施策については、前期計画分の概算事業費の合算額のみを明示し、後期計画分の概算事業費及び財政計画は、双方ともに適正な時期に見直しを行うものとします。

4.住民意見の反映

本計画は、大野郡5町2村の総合計画におけるまちづくりの基本理念や目標を勘案し、関係町村の「新市まちづくり委員会」の提言、アンケートや座談会等の実施により、住民の意見が反映されるよう努めます。

5.その他

本計画は、合併後の新市において策定する基本構想、基本計画の根幹をなすものであるが、各種の具体的な事業については、新市総合計画の実施計画に委ねるものとします。

新市の財政計画については、地方交付税、国・県の補助金、地方債等の依存財源を適正に試算することに努め、健全な財政運営を図ることとします。

合併の方式について

合併の方式について、次のとおり提出する。

平成15年3月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

合併の方式

大野郡三重町、同郡清川村、同郡緒方町、同郡朝地町、同郡大野町、同郡千歳村及び同郡犬飼町を廃し、その区域をもって新しい市（町）を設置する新設合併（対等合併）とする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

合併の期日について

合併の期日について、次のとおり提出する。

平成15年3月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

合併の期日

合併の期日は、平成17年3月31日とする。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

新市の名称について

新市の名称について、次のとおり提出する。

平成15年3月26日提出

大野郡5町2村合併協議会
会長 芦刈幸雄

新市の名称

新市の名称は、一般公募により募集し、新市名候補選定小委員会の調査、審議を参考に決定する。

平成 年 月 日確認 大野郡5町2村合併協議会

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、次のとおり提出する。

平成15年 3 月26日提出

大野郡 5 町 2 村合併協議会
会長 芦 刈 幸 雄

新市の事務所の位置

新市の事務所は、三重町に置く。

大野郡 5 町 2 村が合併を目指す平成 1 7 年 3 月 3 1 日までには新庁舎の建設が不可能であることから、当面は、現三重町役場庁舎を新市の事務所とする。

新市の事務所については、本庁方式とするが、現三重町役場庁舎は老朽化しており、本庁機能を全て備えることが極めて困難であるため、新庁舎完成までのおおよそ 5 年間は、暫定的な本庁方式（実質、総合支所方式）を採用する。

新庁舎の建設候補地については、小委員会を設置し、専門的、具体的に調査・検討する。

小委員会の報告をまって、協議会で最終決定する。

平成 年 月 日確認 大野郡 5 町 2 村合併協議会